

報告・資料の提出要求及び立入検査の実施要領の制定について（例規）

〔最終改正 平成26. 2. 7 例規組二第5号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

この通達は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の目的を実現するため、報告・資料の提出要求及び事務所への立入検査の実施に関して、必要な事項を定めたものです。